

2018 年合格目標

2018 年司法書士試験 ここだけの話！ ～今年の本試験はこうなる～

TAC/Wセミナー 専任講師

渋谷校 姫野 寛之

渋谷校 片口 翔太

TAC

1 セミナーの内容

- ① 出題予想
- ② 直前対策講座

2 出題予想

(1) 出題予想の方法論 [姫野]

予備校の出題予想は、「出題間隔」を分析することにより行っている。

もちろん、一言で出題間隔といっても、科目の種類、出題数及び論点の種類によって異なるため、例えば「3年出題されていないから今年度に出題される。」といった単純なものではないが、基本的には、出題間隔を分析することにより出題予想事項を導いている。

ここでは、具体的な出題予想の方法を紹介する。

平成30年度に出題される可能性が高い論点を予想する場合には、そもそも、司法書士試験において、同一の論点が再度出題される間隔を把握しておく必要がある。そのために、次のような表を作成する。

【H29で出題された論点】

過去	間隔	出題論点
未出	—	
H28	0	
H27	1	
H26	2	
H25	3	
////////////////////////////////////		
H11	17	

上記の表は、平成29年度において出題された論点を、出題間隔ごとに分類するものである。

例えば、平成29年度午前の部第9問では、「占有回収の訴え」の論点が出題されたが、この論点が平成29年度よりも前に出題されたのは、平成23年午前の部第9問であり、その出題間隔は5（司法書士試験5回分）であるため、これを上記の表に記入すると、次のようになる。

H23	5	占有回収の訴え
-----	---	---------

この要領で、平成29年度において出題された論点を、全て上記の表に記入していく（平成29年度において初めて出題された論点は、出題間隔が存在しないため、上記の表の2段目（「未出」の部分）に記入する。）。

そして、平成29年度分の記入が終われば、上記の表の平成28年度用を作成し、そこに出题された論点を記入する。これらの作業を、平成27年分、平成26年度分と、順次さかのぼって行う。

この分析作業を行うことにより、各科目における各論点について、司法書士試験を何回経れば、同一の論点が出題される傾向にあるのかが明らかとなる。すなわち、試験委員には、同一の論点を連続して出題することを避けたいと考える反面、重要な論点は繰り返し出題しなければならないというジレンマがあり、そのジレンマを「出題間隔」と捉え、それを明らかにすることが、この作業を行う目的である。

なお、当然のことながら、後記の直前対策講座の講義は、この作業を筆記試験の問題の持ち帰りが認められることとなった平成11年度までさかのぼって行い、各科目の出題間隔を丁寧に把握した上で行われるため、受講生の方自らがこの作業を行う必要はない。

【過去問の知識のみで正解できる問題数】

		H24	H25	H26	H27	H28
午前の部	憲法(3)	0	1	0	1	0
	民法(20)	12	14	7	14	10
	刑法(3)	1	0	1	3	1
	会社法・商法(9)	0	1	1	3	0
	合計	13	16	9	21	11
午後の部	民事訴訟法(5)	3	0	3	5	2
	民事保全法(1)	1	1	1	1	0
	民事執行法(1)	0	0	0	1	1
	司法書士法(1)	0	1	1	1	0
	供託法(3)	1	2	2	3	2
	不動産登記法(16)	10	11	7	8	7
	商業登記法(8)	1	1	4	3	3
	合計	16	16	18	22	15

(参考)

(1) 平成29年度に出題された論点のうち、平成25年度に出題されたもの

民法 ①成年後見制度，②地上権，③法定地上権，④根抵当権，⑤遺留分

不動産登記法 ①相続登記，②地役権の登記，③登録免許税

会社法 ①株式会社の設立，②自己株式

商業登記法 株式会社の設立の登記

民事訴訟法及び民事保全法 確定判決の効力

刑法 正当防衛

(2) 平成28年度に出題された論点のうち、平成24年度に出題されたもの

民法 ①消滅時効，②不動産の物権変動，③地上権，④先取特権，⑤共同抵当，⑥譲渡担保

不動産登記法 ①敷地権付き区分建物，②電子申請，③審査請求，④登録免許税

会社法 株式会社の設立

商業登記法 ①株式会社の設立の登記，②株式会社の役員の変更の登記，③清算株式会社の登記，④持分会社の登記，⑤一般社団・財団法人の登記

民事訴訟法及び民事保全法 ①弁論準備手続，②係争物に関する仮処分，③金銭債権に対する強制執行

供託法 弁済供託

(3) 平成27年度に出題された論点のうち、平成23年度に出題されたもの

民法 ①未成年者，②動産の物権変動，③占有，④地役権，⑤留置権，⑥譲渡担保，⑦相続人，⑧遺産分割

不動産登記法 ①登記識別情報の通知，②事前通知及び前の住所地への通知，③信託の登記，④敷地権付き区分建物の登記

会社法 ①株式会社の設立，②株主総会，③持分会社

商業登記法 ①株式会社の設立の登記，②募集株式の発行による変更の登記，③持分会社，④特例有限会社

民事訴訟法及び民事保全法 ①管轄，②補助参加，③証拠，④保全異議及び保全取消し

司法書士法及び供託法 ①司法書士及び司法書士法人の業務，②供託物払渡請求権の消滅時効

刑法 故意

(2) 出題予想の二面性 [姫野]

上記の出題間隔に基づく出題予想を行うと、ある明確な出題傾向を把握することができる。

それは、前年度（論点によっては、前々年度）に出題された論点等は、出題される可能性が低いという出題傾向である。例えば、平成29年度に出題された論点は、平成30年度に出題される可能性は低い。

このように、出題予想には、出題可能性が「高い」という予想に加え、出題可能性が「低い」という予想もあるため、この出題予想の二面性を利用し、両方を有効に活用すべきである。

(3) 出題可能性が高い論点 [姫野・片口]

① 午前の部

- a 憲法
- b 民法
- c 刑法
- d 商法・会社法

② 午後の部

- a 民事訴訟法，民事執行法及び民事保全法
- b 司法書士法
- c 供託法
- d 不動産登記法（択一式・記述式）
- e 商業登記法（択一式・記述式）

3 直前対策講座

(1) 法改正対策講座（2018年2月開講）[片口]

本試験で全力を発揮するためには、試験に問われることを答えるための知識的な準備をするだけでなく、精神的な準備をすることも必要です。そのためには、不安点や疑問点を残すことなく当日を迎えることが重要です。そこで、本講座では、不安に感じがちな近年の法改正点及びその周辺知識に関する論点を取り扱い、万全な状態で本試験を迎えていただくことを目的としています。

(2) 満点を目指す講座（会社法及び商業登記法）（会社法：2017年11月開講，商業登記法：2018年1月開講）[片口]

本講座では、会社法及び商業登記法の考え方が理解できるよう、試験に問われる論点の考え方・理由づけを一問一答形式で掲載したオリジナルテキストを使用し講義します。テキストの特徴としては、その基本論点の考え方を、基本の「キ」から丁寧に解説している点です。従来の司法書士試験向け書籍では不足しがちでした。そのことが、受験生が会社法及び商業登記法に苦手意識をもつ一因になっていたようにも思えます。そこで、直接試験に出題される論点でなくとも、出題される論点を考えるにあたり重要な論点は余さず掲載をしています。会社法の基本中の基本であるキーワードをいくつか揚げます。このうち1つでもピンとこないものや自分で説明できないものがある場合、基本的な知識が備わっていない可能性があります。

資本三原則，株主権の縮減，株式の価値の移転，資本の空洞化，議決権の歪曲化，アカウントビリティ，定款自治，デットエクスティスワップ，交付金合併，三角合併，無対価合併。

(3) 満点を目指す講座（不動産登記法）（2018年3月開講）[片口]

過去，記述式において先例の理由付けを記載させる問題が出題されたことから明らかなように，条文・判例のみならず先例や登記研究の質疑応答，さらには登録免許税までも，一つ一つにきちんと理由付けがあります。それを紐解いていくことで，確かな知識を習得することができるはずです。

不動産登記法の基本の「キ」わかりますか？

(例題) 普通抵当権の債権額の変更は当事者間の契約だけで効力が発生するのに，根抵当権の極度額の変更はなぜ利害関係人の承諾がなければ効力が発生しないのだろう。

このようなことについて，私と一緒に一つ一つ考えていきましょう。

(4) 択一予想論点マスター講座（2018年4月開講）[姫野]

本講座は、出題可能性の高い重要論点の習得を目的とする講座です。基礎講座のように、一般的・網羅的な解説を行うのではなく、近年の過去問を徹底的に分析することにより導かれる出題可能性の高い論点に絞って、解説を行います。そして、論点解説の後には、その論点を題材とする多肢択一式問題を演習していただきます。これにより、論点の習得がより確実なものとなり、また、本試験の実戦的なトレーニングをすることができます。最後に、問題演習の後には、論点解説のほか、本試験の現場で使える解法テクニックの解説も行います。これにより、本試験の現場で求められる解答スピードも身に付けることができます。

(5) 予想論点ファイナルチェック（2018年6月開講）[姫野]

本講座は、もうまもなく本試験が実施される超直前期に、出題可能性が高い論点を6時間でマスターする講座です。本講座で取り上げる論点は、出題傾向の徹底的な分析に基づいて導かれる既出・未出の出題可能性が高いものばかりです。また、本講座では、択一式問題で出題されうる論点のみならず、記述式問題で出題され得る論点や即効性のある解法も提示します。

以 上